

第10回揖保川流域委員会

議事録（詳録）

と き・平成16年3月4日（木）

9:30～11:30

ところ・ホテルサンガーデン姫路

< 目 次 >

1 .	開 会 p 1
2 .	提言案について p 2
3 .	今後の審議の進め方 p 3
4 .	その他 p25
5 .	閉 会 p27

1 . 開 会

庶務 ただいまより、第10回揖保川流域委員会を開催させていただきます。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。本日の議事次第、座席表、ご出席の委員の名簿がございます。それから、資料1「提言(案)(H16.3.4版)」、資料2「今後の審議の進め方について」、資料3「提言 要約版(案)」、資料4が委員の方々に事前にお配りした資料についていただいた意見を載せたものです。参考資料としまして置堤の視察について紹介した新聞記事がございます。これは進藤委員からいただいたものです。それから次のページに委員会宛にメールで送られてきた住民の方からのご意見を載せております。それから、前回の第9回揖保川流域委員会の議事録(概要)が1部ございます。

傍聴の皆様には、「お願い」の青い紙が入っています。委員の方の席にはニュースレターNo.16の表紙写真の候補と投票用紙を置いてございます。これについては会場の方々にはお配りしておりません。

本日の予定ですが、式次第に従いまして、はじめに提言案についてご審議いただき、次に今後の審議の進め方について審議していただきます。終了時刻は11時20分ごろを予定しております。

また、本日、提言案が確定される見通しですので、審議の終了後、別室で記者説明会を開催する予定です。

それでは、はじめに河川管理者より委員の委嘱についてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

河川管理者 姫路河川国道事務所事務所の若林でございます。委員の再委嘱についてご説明させていただきます。

委員の再委嘱につきましては、本来であれば私どもの局長が参りまして委員の皆様にお伝えするところですが、本日は局長に代わりまして私からご報告をさせていただきます。

この揖保川流域委員会は、平成14年3月4日に発足して以降、委員の皆様より貴重なご意見をいただき、本日、提言案をご審議いただくこととなっております。このことに関しまして、改めまして河川管理者として御礼を申し上げます。

このたびちょうど2年間の委員の任期が経過しましたので、委員の皆様にも再委嘱ということでご確認させていただいたところ、皆様からご承諾をいただきましたので、本日、再委嘱させていただいたことをご報告させていただきます。引き続き、流域委員会の委員の皆様には活発なご審議をいただきますようお願い申し上げます。河川管理者からの報告は

以上です。

庶務 それでは、委員会の議事へと移らせていただきます。藤田委員長、よろしくお願いいたします。

藤田委員長 おはようございます。朝早くから第10回揖保川流域委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、前半の審議で、提言案について最終的に委員の方々に確認をしていただくということ、それから今後の進め方についても、非常に大事な内容になっておりますので、ご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、議事次第に従いまして進めていきたいと思えます。

2 . 提言案について

藤田委員長 議題2、提言案についてということで、まず資料1です。経緯等の説明については庶務のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

庶務 それでは、経緯説明をさせていただきます。

前回の第9回揖保川流域委員会が1月29日に開催され、その中で提言案の内容について審議がありました。その後、執筆担当委員の方々に再度の文言修正等をお願いし、さらに修正について発言された委員への確認、最終的に作成された提言案の委員への送付等を経まして、本日の資料としてお配りしている提言案を作成しております。

若干議論の残っている部分があるかと思いますが、それについては本日の前半の審議の中で確認していただくことになっております。以上です。

藤田委員長 ありがとうございます。本日は第10回ということですから、これまで9回、揖保川の現状に関する勉強や現地視察を行い、提言のまとめについて意見交換をしてきました。また、この委員会のみならず、三つの分科会に分かれてそれぞれ細かい点にまで委員の方々からご意見をいただき、資料1に書いてあるような形で提言を案としてまとめることができました。

これらについては委員の方々に事前にお送りし、いくつかの文言の修正、あるいは表現の修正がございましたが、ご意見を述べられた方、それから執筆を担当していただいた委員の方々から、すでに庶務を通じてご了解を得ていると私は理解しています。

そこで、本日改めて、「提言(案)(H16.3.4版)」を皆様方の一致した提言として「案」を取らせていただくことをご提案しますが、それでよろしいでしょうか。ご賛同い

ただけるようでしたら「提言（案）」の「案」を取らせていただいて、これを流域委員会の意見として集約させていただきたいと思います。

(委員賛同)

ありがとうございました。

それでは、この提言を河川管理者へ提出することになりますが、本日、姫路河川国道事務所の若林所長にご出席していただいておりますので、口頭で提出させていただきます。この提言は流域委員会のみならず住民や傍聴の方々からの多くの意見も聴取し、それらを要約した形でまとめたものです。これを今後の河川整備計画に反映していただきますよう、よろしく申し上げます。

河川管理者のほうから何か一言ございますか。

河川管理者 本日、提言をいただいたことにつきまして、深く感謝申し上げる次第でございます。いただきました提言を、今後我々が提示します河川整備計画の原案にできるだけ反映できるように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

3 . 今後の審議の進め方

藤田委員長 それでは、続きまして議事3、今後の審議の進め方について検討してまいります。資料は2、3、4です。庶務のほうから資料説明をお願いします。

庶務 資料2、「今後の審議の進め方について」の説明をさせていただきます。

はじめに、1ページのところですが、「提言の公表についての主な意見」を整理しております。これは前々回の第8回委員会までに提言の公表について委員の方から出された意見をまとめたものです。

意見の内容ですが、はじめに記者発表についてのご意見が出されております。本日この委員会のあと、記者説明会を実施することになっておりますが、これらの意見に基づきまして実施が決まったものでございます。

ニュースレター、ホームページでの公表につきまして、ニュースレターでは提言の要約版を載せ、ホームページでは全文を含めて公表するということがご意見として出されております。

住民等への広報ということでは、子供たちの発表会と合わせたシンポジウムのようなイベントを行ってはどうか、商工会議所等にも呼びかけて情報を発信してはどうかというご

意見が出されております。

提言のタイトルにつきましては、この資料の後半で審議をしていただくことになっておりますが、これまでの審議の中では、「置堤」という言葉が特徴づけるキーワードになる、「揖保川宣言」というタイトルで公表してはどうかといったご意見をいただいております。

公表に当たり強調する点ということでは、資料の から に挙げているような内容について強調してはどうかという意見が出されております。

こういったこれまでの審議を踏まえて、「提言の公表方法（案）」を資料に入れております。公表する資料としまして、提言本文、提言要約版、記者説明用資料がございます。

公表方法としては、記者発表、流域委員会ホームページ、ニュースレター、希望者への郵送配布がご意見として出されております。その他にも何かございましたらご審議いただきたいと思っております。

2ページには、「提言の公表方法（案）」に沿った資料の案を入れております。「提言要約版（案）」につきましては資料3として別冊の資料に入れております。資料の2ページには「資料4」とありますが、これは訂正をお願いします。資料3に入れております。

その下の四角の中に「記者説明用資料（委員長案）」を入れております。これは、先ほどご説明させていただいたように、本日の委員会後に行う記者説明会で配付する資料の委員長案ですので、この内容についても本日の委員会の中で確定していただきたいと思っております。内容としましては、揖保川流域委員会の提言の特徴を5つのポイントに集約させるということで整理をしていただいております。

3ページは、「提言のタイトル（案）」です。これについても委員の皆様、事前に、こういったタイトルがよいかということでご意見をお伺いし、委員からいただいた案が～のタイトルです。委員の方からいただいた案をそのまま掲載しておりますので、審議の中で決定していただきたいと思っております。

4～5ページの内容については後ほどご説明させていただきます。以上です。

藤田委員長 ありがとうございます。まず、提言の公表方法の案ということで1ページの2のところに一覧表を入れ、それぞれの公表資料について丸印を書いています。これらについてもかなりこの委員会の中で意見交換をしてきたわけですが、セミナー、シンポジウム、ワークショップ等についてはここでは触れていませんが、文章としての公表方法をここに書いておまして、記者発表には、提言の本文、要約版、説明用の資料をつけるということで、これから文言や内容等についてご審議をお願いしたいと思っていま

す。

それから、流域委員会のホームページには本文と要約版を載せる。ニューズレターは要約版を載せていこうと考えています。希望者への郵送配布についてはホームページと一対ということですが、インターネットなど電子媒体を利用されない方については郵送配布も当然ながら必要であろうということで2本立てになっています。その他については、今後委員会の中でまたいろいろと詰めていきたいと考えています。一応これらを提言の公表方法として考えています。

「1. 提言の公表についての主な意見」に戻りまして、先ほどは「提言(案)」について皆様方に認めていただいたわけですが、委員の方々からも提言にタイトルをつけるべきではないかという意見が多く出されました。お一人でもしかすると二つぐらい出されたかも分かりませんが、12個の案が3ページの「5. 提言のタイトル(案)」のところにリストアップされています。先ほどの「提言」というそっけない表紙ではなく、基本的にはこういうタイトルをつけて正式な冊子として河川管理者のほうにお渡ししたいということですので、ぜひ提言のタイトルについてはここで決めたいと考えています。

から まで案が並んでいますので、あれが悪いから落とすとか、あるいはこれが素晴らしいということを決めるのはなかなか悩ましいところです。声の大きい方が「これ」と言われればそれに決まるのだらうと思っていますが、いかがですか。何かご意見等がありますか。例えば何番を私は支持しますという支持演説をしていただければと思いますが。

中農委員 このタイトルについて、わたしも一つこの場で提案したいと思いません。

藤田委員長 13番目ですね。

中農委員 13番目といいですか、ここで提言されているものをベースにして、それを修正ということでもよいのですが、今回の河川整備については、法改正の趣旨等々を考えてみますと、やはり「まちづくり」という一つのキーワードは表現したいというのがわたしの意見です。

河川法の改正で、一つは河川そのものの整備のあり方として環境も重視していこうということですし、住民の意見を聞こうという大きな2本立てがあるわけですが、それを総称して言えば「まちづくり」という一つのキーワードが出てくるのではないかと思います。

そこで、ここで提案されている「揖保川せせらぎ宣言 - 畳堤のこころとともに」というのがありますが、その『』という意味合いでもよいのですが、「揖保川まちづくり

宣言 - 畳堤のこころとともに」というタイトルはどうでしょうか。今日この場を借りてご提案したいと思います。

藤田委員長 ありがとうございます。そのほか何かありますか。'とおっしゃいましたが、13番目のご提案ということであったと思います。いかがでしょうか。

進藤委員 先ほどの中農委員の意見をお聞きして、そういう感じで言ったほうがよいのではないかとお思います。というのは、この揖保川の提言の内容は、河川の空間だけの話ではなくて、山や海といったものも含めた提言だと判断することができます。そうすると、地域全体をとらまえたものだということです。流域地域住民、我々もこれから頑張っていかなければならないし、それよりも治水などは河川管理者さんにもしっかりと行政を展開してもらわなければならない。当然、地方自治体も含まれてくると思うのですが、そういう全体的なことをとらまえていくということです。これからやっていくうえで、そうなってほしいという思いを込めて、そういう感じのものを入れたらよいのではないかとお思います。

藤田委員長 そのほか何かありますか。

庄委員 今の進藤委員の意見に重なるかもしれませんが、水系全体、山から海までということをお考えすると、の「揖保川水系宣言」という言葉自体、わたしはよいのではないかとお思います。

ただし、非常に硬い言葉ではないかともお思います。そうすると、に「活かせ畳堤の精神、めざせ嵯峨山太郎」という案がありますが、畳堤というのは下流域のことですし、嵯峨山太郎というのは上流域のことですので、そういうサブタイトルをつけてはどうかとお思います。

藤田委員長 新たなご提案で、「揖保川水系宣言」「活かせ畳堤の精神、めざせ嵯峨山太郎」というご提案です。いかがですか。

なかなかサウンドはよいのではないかと感じますが、委員の方々の全体の思いがほぼ同じように、上流から下流まですべて、そして川も、水が流れている川だけでなく、面的にも大きくとらえるべきであるというご意見だったとお思います。「嵯峨山太郎」とか「畳堤」については、外部の方から見ると一体何かというふうにも思われるでしょうが、それはそれで揖保川の特徴を表しているのだということでもよいのではないかとお思います。

道奥先生はいかがですか。

道奥委員 あえて議論を投げかける意味で、逆の立場から意見を述べさせてい

ただきたいのですが、タイトルから内容が分かるような、内容を含んだものがタイトルであるべきだろうと思うのです。今回は川の整備計画に対する提言ですので、広がりを持つというご意見にはわたしも賛同しますが、その中でも川の整備についての提言であるということが分かるようなタイトルにしていきたいと思います。

わたし自身が出した案は、実は「畳堤」を含んでいないのですが、委員さんのご意見や背景を考えると、「畳堤」というキーワードを含んだ案がよいのかなと思います。「畳堤」とか「嵯峨山太郎」というのは、タイトルから内容が分からないという若干の問題はあるかもしれませんが、一方で、人の心を引き付けるという意味から考えると、「何かな」という疑問を投げかけるのも一つのやり方かと思います。

先ほど中農委員がおっしゃった「まちづくり宣言」の「まちづくり」に対しては若干逆の意見を持っておりまして、「揖保川まちづくり」となりますと、揖保川がまちづくりの接頭語になって、まちづくりのほう为主体になってしまいます。まちづくのマスタープランに関するものは他にあると思いますので、そのあたりとあまり混同するとまずいのではないかと思います。サブタイトルに「まちづくり」が出てくるのは問題ないと思うのですが、メインのタイトルが「まちづくり」になりますと、河川整備計画とは違ってしまいうでないかという印象を持っています。

どれがよいとは今申しませんが、「畳堤」のキーワードがあったほうがよいのかなというのが意見です。

藤田委員長 和崎委員、いかがですか。

和崎委員 先ほどのご意見をお伺いして、**「まちづくり」**というのは確かに重要なポイントではあると思うのですが、ダイレクトにここに掲げることは少し無理があるのかもしれないという気はしています。

畳堤というのは実際の堤防としての意味合いではなくて、恐らく皆さんが書かれたのは、協働つまりコラボレーションと、川を大切にする思いの共通のシンボルとして取り上げられているのだらうと思いますので、この**「畳堤」**というキーワードを入れておくことによって、まちづくり、それから住民の協働意識のようところが含まれると考えてもよいのではないかという気がしています。

タイトルとしては、例えば **「ルネサンス宣言」**というのはなかなかよいと思っていたのですが、こういう表現とするか、あるいは提言の内容に当たる川の整備のような部分を入れた言葉がどちらかというよいのかなという気がしています。

藤田委員長 ありがとうございます。そのほか何か。

森本委員 庄先生がおっしゃったことにわたしは賛成します。タイトルとしては「揖保川水系宣言」とし、そして、「活かせ畳堤の精神」というのは人と川とのかわり方の基本的なものとして非常によく分かる問題だと思いますし、その次の「めざせ嵯峨山太郎」というのは、わたしたちのところには蛇岩の次郎や嵯峨山太郎といったアユの話がありますが、これは揖保川の生態系の問題だと思います。

網干から上ったアユが嵯峨山まで上れるということは、揖保川が美しいということですし、横断構造物などを乗り越えてアユが上るのですから、上流にすんでいるひらべなども下へ下されるし、うなぎも上れるということです。そういう川ですと昆虫や両生類もすんでくるだろうと思います。そういう意味全般を含めて、幸い日本一の35.3cmもの大アユが捕れる揖保川ですので、アユを一つのイメージとして、生態系を大切に考える揖保川という意味からしても、人知を入れて川に親しむ揖保川であり、名水百選の揖保川を表しているという意味からしても、この をサブタイトルに入れていただくということは、非常に揖保川を特色づけるよいことではないかと思います。

藤田委員長 ありがとうございます。「めざせ嵯峨山太郎」というのは自然との共生という心が入っているし、「畳堤の精神」あるいは「畳堤のこころ」は住民を含めた連携という意味合いが入っている、非常に意味のある言葉であるというご発言です。

中農委員 大体こういうタイトルは、どこに行っても同じようなタイトルがあってもあまり個性がないというのは皆さん感じているところだと思うのですが、わたし自身もこの畳堤と嵯峨山太郎というのは、先ほどおっしゃったような意味合いで、サブタイトルとかに入れるべきだろうと思います。それをすることによって揖保川らしい計画書になるのではないかと思います。

それと、先ほどわたしが言った「まちづくり」というキーワードを入れてほしいという趣旨は、従来、河川整備というと河川の範囲内だけしか考えてこなかった。そういう河川整備のあり方から、今後はまちと分離して川を整備するのではなくて、まちづくりの中で川づくりも一緒に考えていこうという大きなテーマがあるわけです。それが今まさに求められているということです。

7月7日の川の日、東京で毎年「川の日ワークショップ」という全国の川づくりのコンペのようなものがあるのですが、その中でも常にテーマに上がってくるのは、川そのものの整備は当然ですが、その整備に当たって、いかに地域住民、それからまちづくりと連

携したものができているか、ということが大きなポイントとなっています。

そういう視点からいっても、「まちづくり」という表現ではなくても、流域のまちづくりと一体化した河川づくり、川づくりをするのだという意味合いを表現したいということです。

藤田委員長 さて、なかなか決めがたいところはあるのですが、何人かの方にご意見をお伺いしましたが、そのほか、井下田先生はいかがですか。

井下田委員 ご指名ですので1～2分申し上げてみたいと思いますが、揖保川という川が生き残るためには、多面的、全体的、かつ総合的な対応策が求められているものですから、この委員会が本日を含めて計10回に及ぶ論議を積み重ねてきたわけです。

結果的には、今、中農委員のほうからまちづくりを含む新たな提案・提言がなされてはいるわけですが、中農委員の発言を私なりに受け止めれば、川が生き残っていくための手立てとして、繰り返し申し上げますが、多面的、あるいは全体的かつ総合的な対応策を考えれば、その中にまちづくりの部分を組み込むことは十二分に可能だろうと思います。

そして、この流域委員会は、基本的にはこれまでの論議を通して流域全体をとらえ、一体的な整備をベースに、河川事業に占める自然環境の保全の部分に、従来とは違って力点を置いて検討をしてきたといえるかと思います。

したがって、これらを踏まえて、提言のタイトルは、ややタイトルとして欲張って三つの部分を含んではいるのですが、のあたりに落ち着かせたほうがよいかと思っています。以上です。

藤田委員長 ありがとうございます。ずばり というご提案です。欲張っているとは思いますがというおことわりですが、実際にはやはり河川整備ということも当然入れていかないといけないと思います。本日で10回目ですが、分科会を入れますと本当に長い間我々が議論してきたのもやはり河川整備であり、この河川整備についても、中農委員が言われているように、現実には水が流れている「川」だけを見てきたということではないというのは我々はよく認識していると思いますので、そういう意味では が落ち着きどころではないでしょうかというご提案ですが、いかがですか。

特段もし大きな反対がなければ、の「畳堤のこころを生かす - 揖保川ルネサンス宣言 - 新しい河川整備を求めて」という形でタイトルとしていきたいと思います。やはり「揖保川」というのも入れておかないと、全国どこの川でも同じ宣言ではおかしいので「揖保川」は必要だと思います。

いかがですか。よろしいですか。ありがとうございました。

(委員賛同)

それでは、ご賛同をいただきましたので、の「畳堤のこころを生かす - 揖保川ルネサンス宣言 - 新しい河川整備を求めて」、少し長いのですが、皆さん方の心がすべて入っていると理解して、これをタイトルとしていきたいと思います。

進藤委員 確認だけさせてもらいたいのですが、林田川や栗栖川がありますので、揖保川水系にするか、揖保川だけにするか。そのあたりだけ判断をお聞かせ願いたいと思います。

藤田委員長 下流の吉田委員はどうですか。揖保川としたときに林田川は入ってきますか。イメージとして。

吉田委員 揖保川でわたしはよろしいと思います。

藤田委員長 多分そうだと思います。支川に関しては、「揖保川」といえば、あそこも入っているということではいけないかと思います。そうでないと、流域とか揖保川水系とか硬い言葉を使わざるをえないので、そこはタイトルだと割り切っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、提言の要約版について少し議論をお願いしたいと思います。資料3です。

要約版につきましても各委員の方々には先にお送りしました。もちろん提言を圧縮した形ですので内容的に提言を変えるということもおかしいわけですが、例えば表現を軟らかくするとか、分かりやすくするとか、そういうことは別にかまわないと思います。そういう意味で、いろいろと各委員の方々からご意見をいただいて、私、あるいは道奥先生、庶務と文言・字句等を修正しながら、資料3のようにまとめさせていただきました。

いずれにしても、この提言要約版についてはニュースレターに活字として印刷されますし、ホームページにも掲載されます。多分この要約版のほうがどちらかというと流通する可能性が高いと思いますので、その意味で目を通していただいて、再度この文言等についてご確認をお願いしたいと思います。強調部分については太字ゴシックで表現していただいています。

これについては、あくまで本日ご審議をいただくということです。もちろん先にお送りしていますので皆さん方にはもう見ていただいているわけですが、できれば本日ご意見をいただいて、確定版としていきたいと考えています。いかがでしょうか。

波田委員 以下の点は事前に指摘して修正されているのですが、2の「(3) 自然環境」のところで と が混乱しているということで、 の「自然環境の解析」を「把握」と直していただいているのですが、 の一つ目が一番基本的なことになるわけで、これはもともと「解析」となっていた に回して「揖保川を代表する良好な自然環境について、長期展望に立って成立要因や維持機構の仕組みなどを解析しておく」ことが重要とし、その次に一部重なっているところはありますが、 の一つ目の内容を続けて、「地域特性を代表する良好な生態系が残っている箇所は、保全すべき拠点や自然環境を再生する際のひな形となりうるため、その区間を抽出し、保全に向けた調査・対策を行う」というほうがすっきりしていると思うのですが、いかがですか。

藤田委員長 浅見委員はいかがですか。

浅見委員 確かに「解析」と「把握」というのが混乱したのですが、言葉どおりとらえますと、どちらに置いたほうがよいのかという判断を、わたしも後で読んでいて感じました。ただ、 に書いている「解析」というのはかなり突っ込んだ事柄の解析で、その解析をするためには、この委員会でも配られました水系全体の自然環境に関する資料のような、一般的な羅列した資料ではなくて、どう揖保川の自然環境を把握したらよいのかという資料、環境自体を一般の方が読み取れるような資料をまずつくることが先決だということをひしひしと感じています。そういう意味において の最初の項目を筆頭に挙げているのですが、提言として読まれる場合に、一般の人がそこまで思うかどうかという点で難しいとは考えています。

波田委員 長期的な展望に立って自然環境を見直すということは、今までになかった視点であって、これがいちばん基本になる部分ですね。今非常に問題になっている点を指摘しているわけで、やはりそれはいちばん重要な点で、まず1番目に入ってきて、そしてその具体的な行動として特定の場所を取り上げるということです。たぶんこれが読んでいてすっきりすると思うのです。これがあってまた にいきなり基本的な姿勢が出てくるところに非常に違和感を感じます。

浅見委員 読んで分かりやすいほうがよいかと思います。

藤田委員長 そうすると、どういうふうになりますか。

浅見委員 今おっしゃいましたように、 のいちばん最初の項目を の一番最初にもってきて、そのあとを続けるということです。

藤田委員長 そうすると、「自然環境の把握」というのは残って、「揖保川

を代表する良好な自然環境について、長期展望に立って成立要因や維持機構の仕組みなどを解析しておくことが必要である」。そして、「地域特性を代表する良好な生態系が残っている箇所は・・・調査・対策を行う」。そして、「自然環境の現状と経年的な変化を把握し、再生に向けての課題を明らかにする」という流れでよろしいですか。

浅見委員 はい。

藤田委員長 そして、2番目については「早瀬～平瀬～淵といった連続した河川形態」。これは保全・再生に向けた整備のあり方という非常に具体的なものですから、そこへ続いていくということですね。波田先生、それでよろしいですか。

波田委員 はい。

藤田委員長 では、そういうことでお願いしたいと思います。そのほか何かご意見はありますか。どうぞ。

中農委員 7ページです。(4)の「流域のまちづくりとのネットワーク」のいちばん下の行、「河原の利用」の上の行ですが、「河川整備を実施する必要がある」の「必要がある」を取ったほうがすっきりするように思います。「河川整備を実施する」と修正をお願いしたいと思います。「必要がある」をカットしていただきたいということです。

藤田委員長 「地域のまちづくりとの連携を図りながら河川整備を実施する」ということですね。それでよろしいですか。そのほかはありますか。

進藤委員 4ページの「2.河川整備のあり方」のところの番号の振り方を間違っていて、二つあります。修正をお願いします。

藤田委員長 これは単純な間違いですね。では、「方策ごとの治水のあり方」が、「地域ごとの治水のあり方」がということで修正します。

栃本委員 今、7ページのところで、「必要がある」を省略したほうがよいというご意見が出たわけですが、そのほかのところでも、そういうあまり明瞭でない結び方がたくさん目立ちます。「することが望ましい」「確保に努める」といったところは、「実施する」など明瞭に表現をするべきではないかと思います。

藤田委員長 具体的にはどこでしょうか。

栃本委員 例えば7ページのところに。

藤田委員長 今のところの上ですね。「順応的な管理の実施」のところ。そのもう一つ上ですか。

栃本委員 あちこちにあります。例えば7ページのいちばん上のところでも「望まれる」という結びになっていますし、その次の のところの結びも「必要がある」、でも「求められる」、そのページのいちばん下のところも「努める」。6ページでも、いちばん上の の最後のところは「検討する」、(3)の の最後も「必要である」「望ましい」「必要である」というところがずっと出てくるわけです。

このあたりは、今までの委員会でも申し上げましたように、提言ですので、そうしてほしい、そうすべきだときちんと提言すべきではないかと思います。

藤田委員長 これに関していかがですか。

道奥委員 本文のときにもそういうご意見をいろいろご指摘いただいて修正したと思いますが、一応、本日提言文のほうをお認めいただきましたので、修正の場合は本文と矛盾しないように、それだけご留意いただければと思います。

藤田委員長 いちばん最初にお話ししたかと思いますが、もちろん内容を変えて要約するというのはできることではありませんが、分かりやすい表現にするという意味では、ある程度の文言の書き換えは許されるのではないかと考えています。あまり論文的に書くよりは「 する」としっかり押さえておいたほうが分かりやすいというご提案だと思いますので、そのあたりはここでやっていきますか。では、私と道奥委員とで直したものを庶務に渡していくという形でやらせていただきたいと思います。

事前の段階で、かなり見て修正したつもりです。5ページなども「治水能力の向上を図る」ということである程度分かりやすく書いたつもりではいますが、まだすべて直りきっていないということですので、そういう形で直していきたいと思います。では、この語尾については、私と委員長代理の道奥先生にお任せいただきたいと思います。大体そのあたりの趣旨に合うような形というか、この流域委員会全体の委員の方々の分かりやすさという点からのご指摘に合うように、きちんと直していきたいと考えています。

そのほか何か。どうぞ。

道奥委員 その作業ですが、本文のほうはかなり時間をかけて議論して修正してきましたが、本文が固まりましたので、概要のほうはむしろ正確さよりも早く発信することだと思います。ですから、一言一句はいろいろと委員各位においてご不満が若干残るかもしれませんが、むしろ早くするというほうを重点にさせていただいたほうがよいのかなと思います。

藤田委員長 ありがとうございます。早くという意味で、それでは先生と

一両日中には打ち合わせをするということにしたいと思います。

進藤委員 それに付随してですが、例えば4ページの上から2行目の「豊堤は・・・豊堤の心を生かし」というところですが、ここでの「望まれる」というのは、例えば「おれは豊堤ではない、山の心を生かしたい」と思っておられる方がひょっとしたらおられるかもしれません。これを一つの地域の議論の素材とするという視点に立つなら、やはりこれは「望まれる」のほうがよいのだらうと思います。

制限してしまうということもあると思いますので、もう少し幅広く、これからの議論展開ができるように留意していただければと思います。あまりにも制限しすぎると凝り固まってしまうところもあると思います。

藤田委員長 ありがとうございます。それでは、そのあたりの文言についてはきちんとチェックして、要約版についてはできるだけ早く発表したいと思います。タイトルもつきましたので、提言と要約版、いずれもできるだけ速やかにホームページやニュースレター等で公表していくように進めていきたいと思っています。

次が、資料2の「4．記者説明用資料（委員長案）」です。記者会見は本日11時半からの予定ということですが、「揖保川流域委員会 提言」と書いてあります。もちろん、タイトルについては「豊堤のこころを生かす - 揖保川ルネサンス宣言 - 新しい河川整備を求めて」ということで発表しますが、このような形で5点を集約しました。

中農委員の「まちづくり」ということをどこに入れるかというのは非常に難しかったのですが、全体として読んでいただければ内容的にはある程度のカバーはしていると思っております、「流域社会」というような形で書いています。

重要なポイントを五つ、提言の中から抽出しています。これで不足があるということかどうかは、今日議論をしていただきたいと思います。これにつきましても委員の方には先にお送りしているものです。

一つは、「豊堤の心」を生かす川づくり。これはハードの施設だけでなく、ソフトの仕組みもうまく組み合わせながら川づくりを行っていくということです。

それから、2番目の「国、県、市町、住民の連携による川づくり」というのは二つの意味があると思いますが、特に大きな意味としては、1級河川としての部分と県が管理している河川の区分がありますので、そういうところとか、それから、まちづくりでは市町村も当然かかわってくるだらうということで、こういう連携による川づくりを取り上げてみました。

3番目は、豊かな水を育む川づくりです。水循環という言葉も使おうかとは思ったのですが、これも前回、前々回ぐらいに非常に議論になりましたが、「山林、農地、市街地における保水力を高める」という形で、流域全体で健全な水循環ということをここで意識したいということです。

4番目は、非常に具体的な言葉が入っていますが、自然と人間が共生できる川という意味です。そこで楽しい、いやされる川づくりをしていこうという考え方です。

5番目が、いつまでも川を見守る仕組み、少なくとも将来にわたって河川管理者と地域住民が常に情報交流をしながら長期的な視野に立って川づくりにかかわっていくということです。

そういう五つのポイントをここで抽出しました。それについて文章を見ながらご意見をいただきたいと思います。

最後に、「なお、本提言の提出後・・・委員会は、今後も河川管理者との連携を図りながら住民意見の反映に努力する姿勢を維持する」ということを書いています。

栃本委員 4番ですが、「人、魚、木、虫」というのがぽつんぽつんぽつんという表現になりますので、ここは昔から言われる表現のように、鳥獣虫魚草木花と、すべてが憩えるというようにすればどうでしょう。「楽しい、いやされる」というのは人間の一方的なものですので、これは省いて、「憩える川づくり」というタイトルにしてはどうかと思います。

藤田委員長 そうすると、「いきものすべてが」というのは省いてしまうということですか。

栃本委員 「鳥獣虫魚草木花、すべてが憩える川づくり」ということです。

藤田委員長 それもやや硬そうな気がしないではないのですが、いかがですか。

進藤委員 「いきもの」の中に人間が入るのかどうか定かではないのですが、人と河川の共存というのも重要なテーマの一つなので、やはり「人」も入れていただきたいです。

藤田委員長 「いきもの」を生物のすべての代表という表し方をすれば、「人といきものすべてが憩える川づくり」ということでいかがですか。

栃本委員 それでも結構です。

藤田委員長 4番目は、お二人のご意見を入れますと、「人といきものすべ

てが憩える川づくり」ということで、内容的にはそういうことであるということです。そのほか何かありますか。

重要なポイントは以下の5点に集約されるという形で、 づくりという形でのタイトルになっています。いろいろなことが言われましたが、私は要約すると五つぐらいのポイントではないかと考えて、こういう提案をまとめさせていただきました。これは記者説明用資料ということですが、もしかすると、例えば何らかのペーパーにはこういうものが一人歩きするかもしれませんが、そのあたりは我々が一応こういう考えを持っているのだということをご理解いただきたいと思います。

井下田委員 実にささやかな話なのですが、今お話が出てきた4のおしまいの部分に「体感した上で」という言葉がありますが、これは日常的な用語としてはかたすぎるとは思わないかと思うのです。

恐らくこれの意味するところは、こういうものを人の血や肉にしている、血肉化しているということから「体感」という言葉が出てきてはいるのかもしれませんが、これは場合によってはなくともよいかなと思います。

藤田委員長 これは栃本委員も納得ですか。別に栃本委員がここを書いたというわけではないのですが、自然生態系ということ。「体感」というのは、人によっては見るとか触るとかということも込めて書いたと思うのですが、「理解し」だけで十分伝わると思っています。分かりました。ありがとうございました。

そのほか何かありますか。今のようなご指摘は、文章として残っていきますので大事なことだと思います。

栃本委員 この五つの文章も、語尾は何とかなりませんか。「大切である」「求められる」「努める」「必要がある」「べきである」「必要がある」。

藤田委員長 1はどうですか。「今後も『置堤の心』を生かし、流域社会の人々が力を合わせて川づくりに取り組む姿勢を維持することが大切である」というのは、「維持するべきである」と強制しますか。これはまた進藤委員が言われたように、そこまでいくとやりすぎではないかということもあるかもしれません。これは「心」ですからね。

栃本委員 大切だからしなければいけないということで、「維持するべきである」「維持しねばならない」と、もっとはっきり断定的な提言要約にするべきではないかと僕は思います。

藤田委員長 道奥委員はいかがですか。

道奥委員 そのあたりは文章の受け取り方によると思うのです。「大切である」も「べきである」と感じとしては同じように思えますが、これは個人によって受け取り方が違うかもしれません。

進藤委員がおっしゃったように、こういう方向性のようなものは、ある意味でいろいろな価値観を持った方がお住まいですので、万人に共通に思想統一するようなものではないのではとも思います。ただ、一方で栃本先生のおっしゃる意味もよく分かります。方針ですから、方向づけを明瞭化したほうがよいというのは分かります。どちらがよいかとなると難しいです。

進藤委員 例えば法律でしたら強制規定や努力規定で「努める」とした場合しなくてもよいとか、いいかげんな解釈をされてきたのですが、これは法律ではなく提言ですので、そこまでこだわる必要はないのではないかと。特に1についてはそう思います。

藤田委員長 やはり「持ち続けることが大切である」ということで、我々が議論してきた意図は十分伝わると思います。

栃本委員 意味は大して変わらないということと、気持ちが伝わるというのは確かにそうだと思うのですが、やはり提言ですので、優しい表現ではなくてはっきりした表現を取るべきだと僕は思います。

藤田委員長 栃本委員は、断定で「何々すべき」という言葉を使うべきということですが、ほかの委員の方はいかがですか。

5は確かに、「ポスト流域委員会とそれを支援する体制を整備すべきである」というように断定していますね。4はいかがですか。「そのためには、グラウンドや駐車場などへの河原の人工化を原則行わないこととし、揖保川の生態系の仕組みを理解し、人と川とのつながりを再構築していく必要がある」。それは「すべき」ですか。「必要がある」というのと同じではないですか。

栃本委員 要するに、全部必要なことである訳です。必要であり大切なのです。ですから、「必要である」とか「検討しなければいけない」という言葉が、本文にも要約版にもすべてそういう形で出てくるというのは問題があると思います。ですから、「こうあるべきだ」という姿勢を示すべきだと思います。

例えば5のところは最後に「べきである」となっていますが、その前の文章では「進める必要がある」となっています。ここでも「長期的な視点で進めるために、ポスト流域委

員会とそれを支援する体制を整備すべきである」という一つの文章にまとめて、はっきりさせたほうがよいのではないかとわたしは考えます。

藤田委員長 それは直したほうがよいと思います。ほかにご意見等はありませんか。

井下田先生はいかがですか。法律ではありませんが。

井下田委員 特段よい知恵があるわけではありませんが、一方では栃本委員が指摘しておられるように、明確な方針の一つとしてこういうものが出されてきていますが、しかしながら、すべての部分を断定的な文言で締めるというのはどうでしょうか。この宣言の一般化、あるいは普遍化をねらえば、断定してよい部分ももちろんありますが、そうではない部分もありますから、最終的にはそのあたりの取捨選択を委員長と道奥委員のお二人にお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

藤田委員長 記者説明用の資料ですからあまり時間もないわけですが、先ほどの5はそういう形で短い文言に直しますし、4のタイトルも直していきます。

それから、4の「再構築していく必要がある」というこれだけは何らかの形で考えていきたいと思いますが、それ以外は、例えば2も、「連携して進めるべきである」ということをしっかりとここで書いてあります。その次に、「また」と書いてあるのは、単にその「進めるべきである」ということの説明文ですので、「求められる」というのは、「求められるからすべきである」という解釈で、これはこのままで残していきたいと思います。3の「雨水浸透の促進に努める」も、これは「べきである」というのは少し言い過ぎではないかと思います。

4の「再構築をしていく必要がある」というのは、人といきものすべてが憩える川づくりとしてそういう再構築をしていく。「いかなければならない」とか「いくべきである」ということでしょうか。これは私も分かりますので、「必要がある」というのは修正します。「理解し、人と川とのつながりを再構築していかなければならない」でどうでしょうか。発表までに時間があって、さらに少し直すかもしれませんが、そういう形で修正することにします。ありがとうございました。

中農委員 先ほど先生のほうから、「まちづくり」のキーワードが入っていないということで冒頭におっしゃいましたが、やはりその言葉がないのは寂しいというのがあるのです。

藤田委員長 分かりました。どこに入れればよいか考えてください。理解は

していますので。

中農委員 はい。それで、2のタイトルのところで、「国、県、市町、住民の連携による川づくり」ということで、意味合いとしては先生のおっしゃるようなことなのですが。

藤田委員長 この「川づくり」は田原先生がつくられて、前にもこの流域委員会で説明しましたように、河川の整備だけでなくもう少し広い意味も持っていますよということで「づくり」になったと思いますので、その中で表現してはいるのですが。

中農委員 そのタイトルはそれでいくとして、その下の行で、「今後は、国が管理する直轄管理区間の境界を越え、流域が一体となった川づくり」というのを、「流域のまちづくりと一体となった川づくり」としてはいかがでしょう。意味合いが変わりますか。「流域のまちづくりと一体となった川づくりを、国、県、市町、地域住民が連携をして進めるべきである」とすれば、すんなりと入るかなと思ったりしています。

藤田委員長 多分、流域が一体となった川づくりがあって、そして川づくりと連動した形でまちづくりということになるのでしょうかね。田原先生、何かアイデアを出してくれませんか。

田原委員 アイデアはないのですが、「川づくり」という表現を使っても不自然には思わないのですが、よく考えてみるとそれほど一般的ではないかもしれないという話かと思います。ですから、ちょっと引っかかりがあるのですが、まちづくり、あるいは地域づくり、川づくりと並べてしまうと、説明がまた必要な感じもします。

そんなイメージになりますので、僕もどこかに入らないかなと思って今考えているのですが、流域のまちづくりということで受けてしまうと、「直轄管理区間の境界を越え」というところの意味が変わってしまう部分がありますので、少し苦しいとも思います。「川づくり」と言ったときにそういう思いが入っていますので、何か方法がないかと頭を悩ませているところです。アイデアがなくて申し訳ありません。

藤田委員長 「川づくり」がもう少し広い意味だというのは、流域委員会の中でも理解はしていると思いますので、そのあたりでもし聞かれれば、川づくりというのは流れている部分だけではないのだということでご説明をしたいと思います。

田中丸委員 提言の中に含まれているいろいろな内容を、言葉を変えながら記者発表資料に反映させようとしていると思うのですが、水質改善に関することがないような気がします。言葉を変えるのなら、例えば「清流をつくる」という言い換えもある

かもしれないのですが、それもないので、3ないしは4のいずれかにそういうニュアンスを入れておいたほうが、過去に水質に関して非常に努力をされてきていることを考えると、よいのではないかという気がします。

藤田委員長 前回の資料では3がなく、「水」という視点が抜けているということで新たに加えたわけです。さらにここに「水質」を入れてくださいと言われると、どう入れるのが難しいのですが、あえて言うなら「揖保川の豊かで清らかな水」というふうに書くというところでしょうか。それで田中丸先生に納得していただけるのであれば、こういうことでどうでしょうか。

確かに林田川をイメージすれば、非常に努力をしてこられたということで、やはり人が汚してはダメなのだという事は感じます。

中農委員 3の「豊かな水」を「清流」に変えてはどうですか。「清流を育む川づくり」。

藤田委員長 そうですね。タイトルだけ「清流」にしておいて、そうすると、豊かな水、豊かな清流の流れを将来に引き継ぐということで通じます。ありがとうございました。

いろいろなご指摘がありまして、確かにたくさんの方に見ていただくという知恵が出るものだなと感じています。

時間の関係もありますので、もしなければ、次の「今後の審議の進め方について」に行きたいと思います。庶務、発表まで含めて特に抜けはないですか。

庶務 今のところで若干確認をさせていただきたい点があります。まず、提言のタイトルは となりましたが、この言葉では「豊堤のこころ」が平仮名になっています。今ほど審議をしていました記者説明用資料の1は「豊堤の心」が漢字になっていますので、どちらかに統一したほうがよいだろうと思います。

藤田委員長 「心」だけは漢字でいけますね。いわゆる和語ですね。ですから、「心」は漢字で書いても読んでいただけたらと思いますので、ここは漢字に直してください。

庶務 もう1点は、「揖保川ルネサンス宣言」という言葉が使われていますが、実はこれまでの河川管理者からの情報提供の中にもありましたが、「清流ルネサンス」という事業があります。それは「ルネサンス」となっていて、そのあたりは特に整合しなくてもよいのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

藤田委員長 これは「豊堤の心を生かすルネサンス宣言」なのだという解釈でよいのではないですか。しかも河川法が改正されたので、その新しい河川整備を求めている思いを込めたタイトルだと私は理解していますが、道奥先生はいかがですか。

道奥委員 今庶務が確認されたのは、小さい「ッ」を入れるかどうかですね。言葉の統一だと思います。

藤田委員長 どちらでもよいのではないですか。私の知っている範囲では「ルネサンス」と書いているものもあるし、「ルネッサンス」と言っているものもあります。

枋本委員 もう一つの事業で、林田川のほうは「ルネッサンス」と言っていますので、やはり統一しておいたほうがよいのではないのでしょうか。

藤田委員長 では、「ッ」をつけるということですね。ありがとうございました。

3 . 今後の審議の進め方について

藤田委員長 それでは、次に移ります。今後の審議の進め方です。

我々流域委員会の中で、先ほどの提言、タイトルも決まりましたし、要約版も決まってきました。それから記者発表用の資料の内容も確定しましたので、今度はまさに河川管理者から新しい整備計画を出していただく段階へと移っていくわけですが、それにつきまして河川管理者からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

河川管理者 事務所長の若林でございます。それでは、今時点の河川管理者としての考えを述べさせていただきたいと思います。

本日は活発なご審議をいただき、提言を私ども河川管理者にいただいたわけですが、この提言につきましては、本文だけでも50ページ近い非常に膨大なものになっていますし、その内容につきましても、例えば基本的な考え方として、治水、利水、自然環境、流域社会とのかかわり、あるいは流域の情報交流といった内容になっております。また、河川整備計画のあり方についても、同じように治水、利水、自然環境、河川空間の整備、連携による一体的な流域管理という非常に幅広い内容がこの提言に盛り込まれております。

私どもの立場としましては、この提言をできるだけ尊重して河川整備計画の原案を作成していくわけですが、お願いしたい点が1点ございます。

私ども河川管理者は、今日も大阪の本局から担当が参っておりますし、我々の事務所の

担当も参っておりますが、非常に多くの職員がこの整備計画の原案の作成に今後携わっていきます。その職員の一人一人、私も含めまして、こういった非常に分量のある、内容も多岐にわたる提言につきまして本当に十分に理解できているかといいますと、必ずしもそうではない面、若干不安な面もあると私自身は考えております。

そういうことで、もし委員会の皆様のご賛同をいただけるようでしたら、我々が今日いただいた提言を見させていただき、若干分からないところ、あるいは疑問に思うところを、回数は分かりませんが、意見交換会という形でディスカッションをさせていただいて、よりこの提言の理解を深めていくということを、次のステップとしてお願いできればと考えております。

このステップで、我々としてよりこの提言への理解を深め、次の段階でいきなり原案ということになりますと、分量もかなり多くありますので、例えば治水なら治水、利水なら利水というようにある程度分野を区切って、河川整備計画に対する基本的な考え方、どういった考え方で今後原案をつくっていくかというものを一つ一つ説明させていただきながら、最終的には原案を提示させていただくということを考えております。

もしお許しいただけるなら、次回は提言に関する意見交換会のようなものをお願いできないかというのが今の思いです。そのあと、基本的な考え方を提示させていただいて、そこでご理解がいただければ、その基本的な考え方に基づいて原案を提示させていただくというスケジュールで河川管理者としては考えております。私からは以上です。

藤田委員長 ありがとうございます。ただいまのご発言にもありましたように、意見交換会という言葉が出てきました。我々としては、提言をまとめることについて相当深めた議論をしてきたつもりですが、それでも必ずしもきちんと我々の考えていることが表現できたかどうかということも当然ありますし、場合によってはそれが整備という形で具体化するうえでは、「では、これはどういう意味を持っているのでしょうか」ということも当然ながらあると考えられます。ですから、意見交換会を開催してはいかがですかというご提案に対しては、私は個人的には非常に重要なことではないかと思っておりますが、委員の方々はいかがでしょう。

もしご賛同いただけるようでしたら、意見交換会ということで忌憚のないご意見も逆に河川管理者から伺えますし、こちらとしても「これはこういうふうに書いているけれども、こういう意味なのです」ということを再度念を押すこともできるということですので、非常に大事なことではないかと思えます。

では、そういうことで、意見交換会に関しては日程調整をしたうえで、次回開催するというのでいきたいと思います。ありがとうございました。

道奥委員 意見交換会はそれで結構だと思います。確認したいのは、河川整備基本方針がどの段階でスケジュールとしてお示しいただく予定になっているのか。それだけ教えていただければと思います。

藤田委員長 若林所長、いかがですか。

河川管理者 当然、河川法が改正され、基本的には河川整備基本方針といった超長期的な方針にのっとり、より具体的な計画である河川整備計画をつくっていくということが法律の趣旨でございまして、現在のところ河川整備基本方針の作成に向けて鋭意我々として作業を進めているところです。

基本的には、河川整備基本方針ができたあとに河川整備計画ができるという手続きになるのですが、河川整備基本方針について作業は進めておりますが、実際には東京で設置される社会資本整備審議会にかけて決定するという手続きになります。その手続き次第になるかと思しますので、我々としましては並行してその策定作業を進めているということです。

いずれにしても、流れ的に言いますと、東京において河川整備基本方針を決めていただいて、そのあとに河川整備計画を決めるという手続きがあるのですが、そのあたりはそこをきたさないように並行して今進めている状況です。

藤田委員長 よろしいですか。では、できるだけ早い時期にという期待ですが、これだけは相手もあることですのでなかなか分からないということです。実際に何月ごろとかいう明言はされなかったのですが、道奥先生、それでよろしいですか。

道奥委員 順番が逆にならないだろうなということだけ確認したかったので、発言させていただきました。

藤田委員長 分かりました。どうもありがとうございました。

そのほか何もございませんようでしたら、次に、住民等への広報ということで前からいろいろとお話をしていたのですが、資料の4ページをごらんください。「今後の住民意見聴取について」ということで、提言の「 . 河川整備計画策定時の住民意見反映のあり方」の位置づけ等の確認です。これは我々もしっかりといろいろなことを書いていまして、ワークショップ等について書いてあるわけですが、このあたりをどうしていくかについて、これは庶務のほうで説明していただけますか。

庶務 それでは、5ページの図について若干の補足説明をさせていただきます。

参考として入れたこの資料は、揖保川流域委員会の設立会がちょうど2年前に開催されたのですが、そのときに河川管理者の方から示していただいた「揖保川流域委員会と河川管理者との関係」という資料をもとに作成させていただいております。

近畿地方整備局で流域委員会を設立されて、次に、この図の矢印では「流域委員会」から「近畿地方整備局」に現状認識の説明をするということになっております。赤で示しておりますが、ここが本日確定しました提言という位置づけになるかと思えます。内容につきまして、大きくは「整備計画のあり方」と「住民意見の反映のあり方」について示されております。

今後、原案の審議に入るわけですが、先ほども河川管理者の方からご説明をいただきましたように、まず提言に関する意見交換を行い、それから河川整備計画に対する基本的な考え方の資料が示され、それについて審議をしていただき、その後、原案を出されるというご説明でしたので、ここは注意していただきたいと思えます。

この図の中で住民意見聴取方法につきまして、「流域委員会」から「近畿地方整備局」に左向きの赤い矢印がありますが、当初は原案が出されてから住民意見の聴取方法について提言するという予定になっていましたので、ここについて今回の提言をさらに具体化したような住民意見聴取方法についての検討を今後行うか、ということを確認する必要があります。

それから、左の「関係住民等からの意見聴取」を赤で囲み、そこから「近畿地方整備局」へ矢印があります。これは河川法に基づく意見聴取を行うという意味合いのフロー図ですが、今回の提言に「フォーラム等」について盛り込まれておりまして、これを河川管理者と流域委員会との連携により実施するという表現がされています。このフォーラム等の位置づけについてもご確認をいただいたほうがよいと思い、本日こういった資料を提示させていただきました。

藤田委員長 ありがとうございます。

5ページを見ていただければ明らかになると思うのですが、まず、流域委員会が設立されました。そして、いろいろと議論をして、今回河川整備計画に向けて「我々はこういうふうにしてほしい」という提言をここにまとめました。住民意見の反映のあり方についても、当然ながらまとめています。それから後、意見交換会等もありますが、河川整備計画の原案が出てきて、それらをいろいろとまた議論をしていく。その中で、赤線がもう一つあり

ますが、住民意見の聴取方法についてもさらに具体的な提案をしていくということです。

それを受けてというか、河川法に基づいて近畿地方整備局は関係住民等から意見聴取をするということが明記されていますので、これも当然ながら実施されます。その中で、「流域委員会」からの赤い矢印と関係住民からの河川法に基づく意見聴取については、相手は関係住民、流域の住民の人が主体ですので、提言の中では「河川管理者と流域委員会の連携により行ってもよいのではないか」ということを書いているわけです。

どのような形で住民の意見を反映していくかについては今後詰めていき、当然ながら企画をしていかなければならないと思いますが、本日は時間の関係もあります。そこで、先ほどご提案があり、お認めいただいた意見交換会の場でも、河川管理者の方とそういうことも含めてお話ができるわけですから、両方で連携がもしできるということであれば、そこも含めて詰めていけばよいのではないかと考えています。

では、一応これはこういう流れですということでご理解をいただければと思います。

4 . その他

藤田委員長 では、流域委員会についてはこれで終わらせていただいて、前回は申し訳ありませんでしたが、ここで傍聴者の方からのご発言をお受けしたいと思います。どうぞご自由に挙手をお願いしたいと思います。どうぞ。

傍聴者 林田町から来ている成定といいます。できるだけ傍聴させていただこうと思って、出られる機会をつかまえてこうして出させてもらっているのですが、3点ほど今のこの委員会のあり方について疑問を持つことがあるので、意見だけ言わせていただきたいと思います。

第1点は、提言の文章のことを非常にあれこれされたのですが、なぜこんなに文章にこだわられるのか。日本人というか、日本語というものは非常にあいまいさが強いと思うのです。あいまいな表現でもよいのではないかと、なぜそんなに文章にこだわられるのかなと思っています。

というのは、委員会が実際に河川整備を実施しているわけではないのです。国土交通省、つまり河川管理のほうに提言をされるだけですから、実際に実施される方があいまいな表現で計画を練られては困るけれども、委員会が揖保川はどうしたらよいかということを経済住民の意見もまとめられて、事業をされる昔の建設省、今の国土交通省へ出される文案は、多少あいまいであってもかまわないのではないかと考えています。そういうことに非

常に長く時間をつぶされるというのは疑問を感じました。

第2点は、豊堤ということを非常に強調されるのですが、今日はお見えになっていませんが、神戸新聞の中元さんが「Bancul」という雑誌の特集号の揖保川特集に書かれているのですが、なにも龍野の豊堤が日本で唯一のものではなくて、起源を探れば、宮崎県の延岡にある五ヶ瀬川で最初に豊堤がつくられているし、木曾川にも豊堤があるらしいのです。ただ、豊堤の延長としては揖保川のものが長くて日本一らしいですし、ダムもできていない時代ですから豊堤の必要性はあったと思います。だからといって豊堤、豊堤と、日本でここしか豊堤がないのだというような表現で「豊堤の心」とか「精神」と言われると、ちょっと引かかるところだと思います。

3点目にお願いしたいのは、この間、生涯大学で姫路市の石見市長が講演をされたときに、その中の一つの話として、戦後、これは現市長のお父さんが市長の代にやったとは言われませんでした。青山橋の上流・下流の夢前川が、今はまっすぐな川になっているわけです。あれは、洪水が非常に起きるから、曲がりくねった石ころの川では困るという意見が住民からあって、先代の石見市長の時代にあれをすくとまっすぐにして、非常に川の流れがよくなった訳です。住民も非常に喜んでいたのですが、それから五十何年たつと、現在は自然をもっと大事にしようという意見が出てきて、あんなまっすぐのコンクリートで両側をしたような川では困るではないか、もっと岩石のごろごろした多少曲がったところのある昔の川にしたほうが、魚もたくさん増えるし、水生昆虫やいろいろなものも増えてくるのではないかという意見が出ています。だから、現在の石見市長は、夢前川についても今後考えて検討していかなければいけないという話をされたのです。

50年近くの時代の流れによってその地域の人々の考え方も変わってくるから、今、こういうふうにしたらという案があっても、30年先、50年先にまた問題が出てくることあるのではないかと思うので、そのあたりのことも踏まえながらの委員会での討議をしていただきたいと思います。以上3点です。

藤田委員長 ありがとうございます。ほかに何かありますか。いかがですか。

一つずつの傍聴者からのご意見に対してお答えはしなくてもよいというのが一応ルールになっていますし、お答えをしようとする、委員のメンバー中で個々の委員のご意見としてはいろいろな意味で答えが違っている場合もあるかと思えます。そういうことで、ただいまのご意見は承っておくということにしたいと思えます。

そのほかありますか。ないようでしたら、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

5 . 閉 会

庶務 それでは、これにて「第10回揖保川流域委員会」を終了させていただきます。